

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する施策推進協議会設置要綱

(目的)

第 1 条 「近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例」に基づき、関連施策を総合的かつ計画的に推進するため、近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する施策推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する施策の推進に関する事項。
- (2) 近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する調査および研究に関する事項。
- (3) その他近江の地場産業および近江の地場産品の振興のために必要な事項。

(組織)

第 3 条 協議会は、学識経験を有する者、地場産業および地場産品関係者、行政関係者、その他必要と認められる者のうちから、15 人以内の委員で構成する。

- 2 協議会に、会長および副会長を置き、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を主宰し、副会長は、会長に事故ある時にその職務を代行する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることを妨げない。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長を持って充てる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、商工観光労働部モノづくり振興課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、平成 28 年 9 月 13 日から施行する。

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する施策推進協議会委員

氏名	団体等	役職	備考
大原 耕造	信楽陶器工業協同組合	理事長	
北川 雅英	長浜市産業観光部	部長	
窪田 雄二	滋賀県漁業協同組合連合会	専務理事	
柴田 淳郎	滋賀大学経済学部	准教授	
辻 喜代治	成安造形大学芸術学部	名誉教授	
中嶋 英明	滋賀県木材協会	専務理事	
深尾 善夫	滋賀県農業協同組合中央会	専務理事	
福坂 壽夫	滋賀県繊維協会 (湖東繊維工業協同組合)	会長 (理事長)	
福永 忠克	滋賀県商工観光労働部	部長	
宮川 孝昭	彦根仏壇事業協同組合	理事長	
村木 安雄	滋賀県中小企業団体中央会	専務理事	
村田 高弘	滋賀県扇子工業協同組合	理事長	
森下 あおい	滋賀県立大学人間文化学部	教授	
八木 幸子	滋賀県食品産業協議会	会長	

任期:平成28年9月13日～平成30年9月12日

敬称略・五十音順